

阿波交際交流協会 「阿波日本語支援教室」規約

第1条 名称 所在地

本会は、「阿波日本語支援教室」と称し、事務局を阿波国際交流協会内に置く。

第2条 目的

地域に在住する外国人に日本語習得のための支援を行い、多様な文化的交流を図り、多文化共生社会の実現に寄与する。

第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 地域に在住する外国人に日本語習得の支援を行う。
- 2 地域の文化的行事等に参加し、多様な文化を体験し、住民等と交流を図る。
- 3 日本語習得支援のための研修を行う。
- 4 その他、本会の目的達成のために必要な事業

第4条 会員

本会は、第2条の目的に賛同し、役員会の承認を得た者を持って会員とする。

また会員は、退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。

第5条 役員 職務

本会に、次の役員を置く

代表	1名	会を代表し、会務を総括する。
副代表	1名	代表の補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。
研修委員長	1名	各種研修の企画立案する。
研修副委員長	1名	研修委員長の補佐をする。
会計	1名	会予算の運営管理をする。
監事	2名	会計を監査する。
事務局長	1名	事務のまとめをする。

第6条 役員の選出及び任期

- 1 役員は総会において、会員の中から選出する。

2 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第7条 会議

- 1 代表は、毎年1回の総会、その他必要に応じて臨時総会を招集し、会の議長を務める。
- 2 総会は、会員の2の1以上の出席で成立し、参加者の過半数の合意により議決を得るものとする。
- 3 代表は、必要に応じて役員会を招集する。

第8条 研修

- 1 研修委員長は必要に応じて、研修会を開催し、会員の資質の向上を図る。
- 2 外部団体との交流を行い、情報交換を行う。
- 3 地域の文化的行事に参加し、親睦を図る。

第9条 経費

- 1 本会の経費は、年会費、事業参加費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充当する。
- 2 会員の年会費は、2,000円とする。

第10条 会計年度及び会計監査

- 1 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 2 会計責任者は、会計決算における監査を受け、総会にて報告する。

第11条 規約の改廃

本規約の改廃は、総会にて、出席会員の過半数の賛成にて決定する。

第12条 本会の解散

本会の解散は、総会にて出席会員の3分の2以上の賛成にて決定する。

第13条 補則

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

第14条 設立年月日

本会の設立は、2020(令和2)年4月1日とする。

附 則

本規約は、2020(令和2)年4月1日より施行する。